

2020 年 7 月 21 日

各 位

九州植物検疫協会

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について
(対象となる国・品目の追加)

当協会の運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

植物防疫法施行規則において輸入禁止植物として指定される品目についても、農林水産大臣が定める基準を満たす一部の植物に限り、輸入が認められています。この輸入解禁植物については、輸出国における植物検疫措置が適切に実施されていることを確認するため、植物防疫官が現地に派遣されています。

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、多数の国が渡航・行動制限措置をとる事態となっていることから、同感染症のまん延が収まるまでの間、植物防疫官の現地への派遣は取り止め、代替措置として、別添で定める国（地域）から輸入される生果実等については、輸入検査時の抽出数量を増やす対応が実施されているところです。

このことに関して、今般、一般社団法人全国植物検疫協会から当協会に対して、当該措置の対象となる国（地域）、品目が追加される旨の連絡がありましたので、取り急ぎお知らせします。

(別添)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリン、せいようすももの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、 <u>ティエウ種のれいしの生果実</u>	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼの生果実、むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、ばれいしょの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、	現在の抽出数量の1.5倍

	ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属の生果実	
カナダ	むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉、とうがらし、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	イエローピタヤ、トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
南アフリカ共和国 (スワジランドを含む)	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんごの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ハス種のアボカド、うんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍

